

農林漁業信用基金の業務

当基金は、自然条件に左右されるなどの特徴を持つ農林漁業を営む者に対する各種の資金供給や保険金(共済金)の支払いが円滑に行われるよう、保証・保険や低利原資供給などのサポート業務を総括的に実施

保証・保険業務

【業務内容】
農林漁業者が金融機関から経営改善に必要な資金を受け入れる際の債務保証に係る業務

【ポイント】

- ・保証・保険の対象は出資者たる農林漁業者
- ・信用基金の財務基盤は国のか基金協会、林業者等の民間による出資(出資金671億円 うち国以外286億円)

18年度引受額 6,034億円

融資業務

金融機関への
低利・無利子原資供給

【業務内容】
法律に基づく計画の認定を受けた農林漁業者に対して、金融機関からの融資の利率の軽減を図るための原資供給に係る業務

【ポイント】

- ・運転資金等の融通はメインバンクである金融機関が行なうことが基本
- ・信用基金は、当該資金の低利化をサポート

18年度貸付額 133億円

共済団体への
共済金支払財源貸付

【業務内容】
災害補償制度に基づき、共済団体が円滑な共済金の支払いを行うための財源貸付に係る業務

【ポイント】

- ・災害補償制度と一体でセーフティーネットとして機能
- ・災害時において、金融機関からの借入が困難な場合に貸付

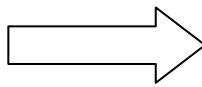
18年度貸付額 110億円

19年度予算額 2,267億円 うち財政支出額 12億円

見直しの基本的考え方

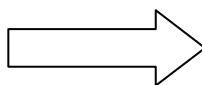
【事務及び事業の見直し】

林業寄託業務の見直し



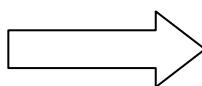
20年度から施業転換資金部分を廃止
(貸付枠を38億円 20億円にほぼ半減)
➡ 信用基金の業務を縮小
20年度から寄託原資調達の新たな方式の導入
(民間からの長期借入方式 政府の出資方式へ段階的に移行)
➡ 政府予算の後年度負担・政府保証の抑制

保証料率・保険料率の引上げ



農業・漁業保険業務は、平成20年度から実施
(事故率を踏まえた料率に改定)
〔 林業保証業務の保証料率は、19年10月から改定済み 〕
➡ 保証・保険収支の改善

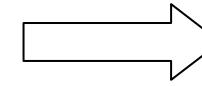
モラルハザード防止策の実施



漁業保険業務について、平成20年度から基金協会が行う保証
引受段階で経営安定資金に部分保証を導入
林業保証業務について、平成20年度から部分保証対象を拡大
〔 農業保険業務について、平成19年度から基金協会が行う保証
引受段階で負債整理資金に部分保証を導入済み 〕
➡ 保証・保険収支の改善

【組織の見直し】

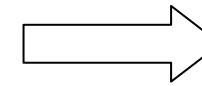
組織体制の整備



国の特別会計の統合に係る検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合
➡ 経費の縮減・業務運営の効率化

【運営の効率化及び自律化】

業務運営体制の整備



契約審査委員会及びコンプライアンス委員会の設置
➡ 契約事務の適正化・内部統制機能の強化